

基本目標 6 人権施策を力強く進める環境づくり

すべての人が人権を身近な問題であると認識し、様々な人権について理解し、日常生活において、人権への配慮が一人ひとりの態度や行動に現れるように、実施方法の充実などを図り、更に効果的な人権教育、啓発を推進します。

【現状と課題】

○市民が人権について正しく理解し、人権に配慮した行動がとれるようになるためには、あらゆる機会に、あらゆる年齢層の人たちに、その発達段階に応じた人権教育、啓発を行う必要があります。そのためには、それを行う人材の育成が重要です。様々な人権を守るための指導者の育成が行われていますが、「専門的知識を持ち、効果的な手法で研修ができる指導者」「地域社会に密着した市民にとって身近な指導者」「研修等の企画、立案ができる指導者」などを育成する必要があります。

○様々な人権に関する研修を実施し、人権に関する冊子やパンフレットなどを配布していますが、更に効果的に実施できる内容や手法について検討することが重要です。「市民が受け入れやすく、分かりやすい内容」「一面的な内容でなく多様な価値観に基づく内容」「自らが考え体験できる手法」などを意識して実施することが必要です。

○人権教育・啓発は、現在、各自治体や国、県、事業者、民間団体などがそれぞれに実施しています。それぞれの実施主体が役割に応じて体制を強化することも重要ですが、国、県、企業や民間団体等との連携が必要です。そのため、日頃から情報を交換し、それぞれの役割に応じた人権教育・啓発の協力・支援体制を強化する必要があります。

○人権に関する講演会等の周知、人権に関する記事の掲載など広報紙をはじめ市の広報媒体を利用した啓発や、新聞、テレビなどマスメディアを活用した広報に取り組んでいます。人権に関する情報を市民に継続して伝えていくことはたいへん重要であるため、市民にわかりやすく、身近に感じられる内容をあらゆる人に周知できる方法で情報発信する必要があります。今後、インターネットなどのIT関連技術を有効に活用することが求められています。

【施策の方向】

- ① 指導者となる人材の育成
- ② 効果的な内容と手法の検討
 - ・身近で、分かりやすい内容
 - ・多様な価値観に基づく内容
 - ・自らが考え体験できる手法
- ③ 関係関や団体相互の連携
- ④ マスメディア、IT関連技術を活用した情報提供
 - ・広報紙をはじめとした市の広報媒体やマスメディアの利用
 - ・インターネット等のIT関連技術の効果的活用